

10	生活文化スポーツ局	悪質事業者等から都民を守る対策の強化
事業概要	<p>平成19年度の都内の消費生活相談件数は142,760件で、対前年度比104.4%と増加した。年々減少してきた架空・不当請求に関する相談も対前年度比107.2%と再び増加している。</p> <p>東京都では、消費者被害を生み出す事業者の手口が悪質化・巧妙化している現状に対応するため、不適正取引行為を行う事業者に対して厳正かつ迅速な処分を実施し、都民の消費者被害防止に取り組んでいる。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質事業者の取締り体制等の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 不適正行為を行う事業者に対し注意指導を実施するほか、改善されない場合は直ちに処分とする警告指導を実施（平成19年度 警告実施10件） (2) 警視庁OB職員配置により警察捜査ノウハウを活用し、悪質事業者に対する行政処分等を実施（平成19年度 行政処分等47件） ○被害が拡大している取引類型の迅速な察知、緊急調査の実施（平成19年度 緊急調査（催眠商法）9社に業務停止命令等） ○国、道府県との連携による広域的な指導、処分の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 四都県悪質事業者対策会議（五都県合同立入調査のうえ、同時行政処分を実施（学習教材を販売する事業者等3社に対し業務停止命令）） (2) 経済産業省との連絡調整（語学教室を経営する事業者に同時行政処分） ○改正東京都消費生活条例の普及啓発活動による消費者被害の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> (1) 周知事業の実施（事業者向け説明会、都民向けシンポジウム、冊子作成等） (2) 各種広告媒体等の活用（ポスター、リーフレット、広報東京都等） ○高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> (1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援（福祉関係機関等へのガイドライン配布 平成19年5月） (2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援（高齢者相談マニュアルの活用、相談支援サイトの開発） 	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ロコ・ロンドンまがい取引事業者に対する業務停止命令を全国に先駆けて行うなど、迅速な処分を実施（平成21年3月末 処分等30件） ○警告指導15件実施（平成21年3月末現在） ○催眠商法に係る緊急調査を行った結果、7社に業務停止命令 ○モデル斡旋業者に係る緊急調査を行った結果、2社のモデル斡旋業者に対し全国初の業務停止命令 ○緊急水道修理業者に係る緊急調査を行った結果、消費生活条例に基づく初の禁止命令を実施するなど5社を行政処分 ○五都県悪質事業者対策会議に規模を拡大し、広域的指導、処分を実施（平成20年5月 電話勧誘事業者に対し同時業務停止命令） ○効果的な処分のための情報収集・連絡調整のために、経済産業省、消費生活センターとの連絡調整を随時実施 ○高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> (1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援（先進事例等の情報提供等） (2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援（高齢者相談マニュアルの活用、相談支援サイトの運用） 	

今後の見通し	○引き続き警視庁、国、道府県等関連部門と協力しながら悪質事業者の取締りを積極的に実施していく。		
問い合わせ先	生活文化スポーツ局 消費生活部 企画調整課	電話	03-5388-3053